

議案第 35 号

越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和 7 年越
前町条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

越前町長 高 田 浩 樹

越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

越前町地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和7年越前町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「1月につき 40,000円」の次に「(1日の場合は 2,000円 ただし、土曜日、日曜日又は祝日の場合は1日につき 3,000円)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。